

# 小山工業高等専門学校学生支援室規則

制 定 平成13年 1月15日

最終改正 平成16年 4月 1日

## (設置の目的)

第1条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、学生の様々な悩みに応えることにより、学生が本校において円滑な学生生活を送ることができるように、適切な助言及び援助等を行うこと(以下「学生支援」という。)を目的として学生支援室(以下「支援室」という。)を置く。

## (支援室の業務)

第2条 支援室においては次に掲げる業務を行う。

- 一 修学に係る学生の個人的な相談・支援に関する事。
- 二 奨学金や学費等の経済的な問題の相談・支援に関する事。
- 三 進学や就職等の進路の相談・支援に関する事。
- 四 セクシュアル・ハラスメントの相談・支援に関する事。
- 五 学生の個人的な精神・心理的な心因性の問題の相談に関する事。
- 六 前各号の業務の実施に必要な資料の作成及び調査研究に関する事。
- 七 その他学生の相談・支援に関する事。

## (相談員)

第3条 支援室には次の相談員を置く。

- 一 室長 1名
- 二 カウンセラ - 若干名
- 三 室員 若干名

2 室長及び室員は、本校教員の中から校長が任命する。

3 カウンセラ - は、カウンセリングに関する専門的知識や経験を有する者を当て、校長が委嘱する。

## (任期)

第4条 室長の任期は2年とし、室員及びカウンセラ - の任期は1年とする。

2 相談員は、これを再任することができる。

## (支援室業務の処理)

第5条 室長は、校長の命を受け、支援室の業務を掌理する。

2 室員は室長を補佐し、支援室の業務に従事する。

## (相談員の義務)

第6条 相談員は、業務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。相談員を退いた後といえども同様とする。

2 相談員は、必要に応じてカウンセリング等に関する専門的な研修を受けるものとする。

## (委員会の設置)

第7条 支援室の運営に関する事項を審議するため、本校に学生支援室運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (委員会の組織)

第8条 委員会は次の委員をもって組織する。

- 一 室長
- 二 室員
- 三 学生課長
- 四 学生係長  
(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

(会議)

第10条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第11条 支援室及び委員会に関する事務は、学生課学生係において処理する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。